

d アニメストア コインご利用規約

「d アニメストア コインご利用規約」(以下「本個別規約」といいます)は、「d アニメストア(ブック)ご利用規約」(以下「基本規約」といいます)に基づき株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供する「d アニメストア コインサービス」(以下「本サービス」といいます)の提供条件等を定めるものです。お客さまが本個別規約に同意されない場合、本サービスを利用することはできません。

第1条(d アニメストア コインサービス)

1. d アニメストア コイン(以下「コイン」といいます)とは、ドコモが提供する動画サービス「d アニメストア」(以下「d アニメストア」といいます)において、ドコモが指定する電子書籍コンテンツ(以下「対象コンテンツ」といいます)を購入、利用等(以下「購入等」といいます)する際に、対象コンテンツの対価の支払いに利用することができる電磁的価値をいいます。
2. 本サービスは、お客さまがドコモの定める方法によりコインを取得し、また、ドコモの定める方法または範囲においてコインを利用して対象コンテンツの購入等を行うことができるサービスです。なお、コインを利用して購入等することができるコンテンツ、コンテンツの購入等にあたって必要なコイン数等については、コンテンツ毎に個別に定めるものとし、その内容は各対象コンテンツを購入等する際に表示されるアプリページ(リンク先を含み、以下同じとします)内に記載されるものとします。
3. お客さまのコインの利用権は、ドコモ回線契約者の場合にはドコモのご契約回線単位、d アカウントをお持ちの方についてはd アカウント単位で管理されます。
4. ドコモは、ドコモの判断により、お客さまへの通知なく、本サービスの全部または一部を変更等することができます。本サービスの変更等による損害について、ドコモは責任を負いません。
5. 基本規約で定義された用語は、別途定めが無い限り、本個別規約においても同じ意味を持つものとします。

第2条(ご利用条件)

本サービスは、基本規約に基づく利用契約が存続している期間中に限り、ご利用いただけます。

第3条(コインの取得方法・決済方法)

1. お客さまは、必要に応じてその都度コインを購入することができます(購入単位は、ドコモが別に定めるとおりとします)。
2. 前項に基づくコインの購入のほか、ドコモは、ドコモが企画する施策等(以下「コイン進呈施策」といいます)により、お客さまにコインを進呈する場合があります。コイン進呈施策により進呈されたコインについても本個別規約が適用されます。
3. 第1項に基づくコインを購入する場合、お客さまは、お客さまのご契約状況に応じて以下のいずれかの決済方法にてコインの購入代金(以下「コイン購入代金」といいます)をお支払いいただくものとします。
(1)「電話料金合算払い」による購入

sp モード契約者、または i モード契約者は、基本規約に基づくアカウント情報登録を完了されている場合には、「電話料金合算払い」を利用してコイン購入代金を支払うことができます。なお、「電話料金合算払い」によるコイン購入代金のお支払いを希望される場合、「電話料金合算払い」は、sp モードご利用規則等、ahamo インターネット接続サービスご利用規則等、irumo インターネット接続サービスご利用規則等または i モードご利用規則に従って提供され、コイン購入代金について、sp モードご利用規則等、ahamo インターネット接続サービスご利用規則等、irumo インターネット接続サービスご利用規則等または i モードご利用規則に基づき、商品等購入代金として請求されることを承諾していただきます。

※携帯電話料金のお支払い状況その他ドコモが別に定める事由によっては、「電話料金合算払い」をご利用になれない場合があります。

(2)クレジットカードによる購入

非回線契約者、またはドコモ回線契約者のうち FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款または 5G サービス契約約款に基づく 5G 契約もしくは 5G home でんわ契約、Xi 契約もしくは FOMA 契約をドコモと締結しているお客さま(ただし、一部ドコモが指定する料金種別で 5G 契約もしくは 5G home でんわ契約、Xi 契約または FOMA 契約を締結しているお客さまを除きます)は、ドコモが指定するクレジットカードを利用してコイン購入代金を支払うことができます。クレジットカードによるコイン購入代金のお支払いを希望される場合、ドコモが別途指定する種類のクレジットカードの中から、お客さまが選択されたクレジットカード(お客さまご自身の名義のカードに限ります)により、1回払いにてお支払いいただくことができます。クレジットカードのご利用条件は、別途、お客さまが利用する各クレジットカード会社が定める条件に従います。

4. お客さまが基本規約、本個別規約またはコイン進呈施策にかかるドコモの規定に違反された場合、ドコモは、第 6 条の定めにかかわらず、お客さまによるコインの購入またはお客さまへのコインの進呈を取り消すことができるものとします。

第 4 条(d ポイントの進呈等)

1. d ポイントクラブ会員がコインを「電話料金合算払い」、「クレジットカード」で購入した場合、コイン購入代金から前条に基づく d ポイント利用額を控除した金額に対し、100 円(税別)につき 1 ポイントの d ポイントが進呈されます。進呈ポイント数を算定する際は最小単位を 100 円とし、100 円未満は切り捨てるものとします。なお、本項に基づき進呈される d ポイントは、当該個別契約の成立日から 2 日後を目途に順次進呈されます。
2. 前項に基づく d ポイントの進呈のほか、ドコモは、ドコモが自ら企画する施策等により、d ポイントクラブ会員に d ポイント(期間・用途限定ポイントの場合を含みます。)を進呈する場合があります。これらの施策等を実施する場合には、それぞれの内容の詳細について、d アニメストアのサイトにてお客さまに周知します。
3. 本条に定める d ポイントの進呈及び進呈された d ポイントの利用に関する条件等は、本規約に定める事項を除き、d ポイントクラブ会員規約の提供条件に定めるところによります。

4. 本条の定めにかかわらず、お客さまがドコモビジネスメンバーズ会員であり、法人回線を利用してコインを購入した場合、d ポイント進呈の対象外です。

第 5 条(コインの保有上限数、購入条件)

1. お客さまが保有できるコインは 10 万コインを上限とします。また、1 回あたりのチャージ上限は 3 万コイン、1 日あたりのチャージ上限は 10 万コインとなります。
2. コイン進呈施策によりお客さまにコインが進呈される場合において、当該進呈により、お客さまの保有コインが 10 万コインを超過することとなる場合、お客さまは、10 万コインを超過する部分について、コインの進呈を受ける権利を喪失するものとします。
3. コインは iOS、Android OS 毎に異なります。購入したコインを異なる OS に引き継ぐことや交換することはできません。

第 6 条(コインの有効期限)

1. コインの有効期限はありません。ただし、「d アニメストア利用規約」に定める d アニメストアの月額契約を契約しておらず、かつ、d アニメストア(電子コミック)のトップページまたはマイページへの最終アクセスから 1 年を経過したお客様のコインについては、ドコモは、事前にお客さまに通知の上削除することができ、未使用分はすべて失効します。
2. 前項の定めにかかわらず、d アカウントの解約、サービス終了その他の事由により基本個別規約に基づく利用契約が終了した場合、当該時点をもってお客さまが保有するコインは全て失効します。

第 7 条(コインの利用)

1. お客さまは、コインを利用して対象コンテンツを購入等される場合、基本規約第 3 条第 3 項に定める認証方法(以下「本サービス認証方法」と言います)によりコインをアプリ上でご利用いただけます。
2. ドコモは本サービス認証方法によりコインが利用された場合には、お客さまご本人が利用されたものとみなし、お客さまの保有するコインを対当額(1円あたり1コインとし、以下同じとします)にて減算します。本サービス認証方法のうち、d アカウントの ID／パスワード以外の方法による認証の場合、ID やパスワードを入力することなくコインを利用することができますので、基本規約に定める認証キーはお客さまご自身の責任で厳重に管理ください。

第 8 条(ご注意事項)

1. コインは d アニメストアのアプリ内の対象コンテンツに利用できます。WEB ページではコインの購入はできますが、コインの利用はできません。また、d アニメストア上の動画のレンタル作品やグッズには、コインの利用はできません。コインを利用できる場合には、各対象コンテンツを購入等する際に表示されるアプリ内に表示されますので、十分にご確認のうえコインを購入ください。
2. お客さまがコインを購入する際には、コインの購入代金の他に、別途パケット通信料が発生します。

3. コインの購入に関して、お客さまと各クレジットカード会社またはその他の第三者との間で何らかの紛争が発生した場合は、お客さまと各クレジットカード会社またはその他の第三者との間で解決するものとし、ドコモは責任を負いません。
4. お客さまは、お客さまが保有するコイン数およびコインの購入履歴および利用履歴について、d アニメストア内の WEB ページまたはアプリページにて確認することができます。なお、ドコモは、それらの情報をパスワードによる認証を行うことなく、お客さまの端末画面上に表示する場合があります。
5. お客さまは、いかなる場合でも、ドコモまたは第三者との間において、コインを現金等に交換し、またはドコモからコインの払戻しを受けることはできません。ただし、法令上必要な場合はこの限りではありません。
6. ドコモがお客さまに対するコインの進呈を取り消す場合、お客さまが保有するコインから取消対象となるコイン（以下「取消対象コイン」といいます）相当分を一括して差し引くものとし、お客さまが保有しているコイン総数が取消対象コイン総数に満たない場合には、差し引くことができなかつた取消対象コイン残数がなくなるまでの間、新たに進呈されるコインから予め取消対象コイン残数を控除したうえでコインを進呈するものとします。また、お客さまとドコモの間の基本規約に基づく契約が解約された場合に、当該解約時にお客さまが保有していたコイン総数が、取消対象コイン残数に満たないときには、ドコモは取り消すことができなかつた取消対象コイン分にかかるコインの利用の申込み承諾を取り消して、当該取消対象コイン分相当額をお客さまに請求することができるものとします。

第 9 条(禁止行為)

お客さまは、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者に自己の取得したコインを利用させる行為
- (2) 保有するコインを、第三者に移転、譲渡、質入れ、担保権の設定をし、又は第三者と共有する行為
- (3) ドコモ若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (6) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (7) ドコモ若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、ドコモによる本サービスの提供を不能にする行為その他ドコモによる本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じ

て、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

(9) その他ドコモが不適切と判断する行為

第 10 条(補償等)

1. お客様の本サービスに対応した利用端末(以下「利用端末」といいます)の紛失・盗難等又はネットワーク暗証番号若しくはdアカウントのID／パスワードに関する情報の盗取又は詐取その他の事由が発生し、これにより本サービスにおいて、お客様の利用端末又はネットワーク暗証番号若しくはdアカウントのID／パスワードが不正に利用された場合であっても、ドコモの責めに帰すべき事由がある場合を除き、ドコモは当該不正によりお客様に生じた損害を補償いたしません。ただし、お客様が次の各号の手続きを行い、ドコモがお客様に生じた損害を補償する必要があると認めた場合はこの限りではありません。
 - (1) 不正利用による損害を知った場合に、直ちにドコモに申告すること。
 - (2) ドコモの求めに応じ、不正利用による損害の発生を知った日から 30 日以内に、ドコモが損害の補てんに必要と認める書類をドコモに提出すること。
 - (3) ドコモ又はドコモが指定する者の指示に従い、被害拡大の防止のために必要となる措置を実施すると共に、事実確認、被害状況等の調査に協力すること。
2. 次の各号のいずれかに該当するとドコモが判断した場合には、お客様は、前項による損害の補てんを受けられません。
 - (1) お客様の家族、同居人又は利用端末、ネットワーク暗証番号若しくはdアカウントのID／パスワードの受領についての代理人などお客様と同視すべき方による使用に起因する損害であるとき。
 - (2) お客様、その家族、同居人又は代理人などお客様と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反行為があるとき。
 - (3) ネットワーク暗証番号又はdアカウントのID／パスワードの利用・管理などについて、お客様がdアカウント規約、本規約その他ドコモによる定めに違反した場合、その他お客様に帰責性があるとき。
 - (4) ドコモに対する申告がなされた日からさかのぼって 30 日より前の不正利用に起因する損害であるとき。
 - (5) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因する損害であるとき。
 - (6) その他本規約に違反する本サービスの利用に起因する損害であるとき。
3. ドコモが本条に基づき損害の補てんを行った場合には、お客様は、当該補てんを受けた金額の限度で、お客様が当該損害に関して不正行為者を含む第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を、別段の意思表示を要せず、ドコモに譲渡するものとし、ドコモは、これを取得します。

第 11 条(提供中断等)

1. ドコモは、次の各号のいずれかに該当するとドコモが判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 地震、津波、台風、落雷等の天災地変、火災、サイバー攻撃、感染症、伝染病、戦争、暴動、内乱、騒乱、テロ行為、禁輸措置、法令又は規則の制定・改廃、公権力による命令・処分等の政府による行為、争議行為、交通機関の障害その他の国内外で生じた不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) ドコモの運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
2. ドコモは、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
 3. ドコモは、第(1)項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中止又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を[dアニメストアサービスサイト(以下「本サービスサイト」と言います)]上に掲載する方法によりお客さまに周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
 4. ドコモは、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等によりお客さまに損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 12 条(提供停止等)

1. ドコモは、お客さまが次の各号のいずれかに該当するとドコモが判断したときは、サービス契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第9条(禁止行為)に違反したとき。
 - (2) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (3) その他本個別規約に違反したとき。
 - (4) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとき。
2. ドコモは、お客さまに対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。

第 13 条(本サービスの廃止)

1. ドコモは、ドコモの都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、[本サービスサイト上に掲載する方法]により、お客さまに対してその旨を周知するものとします。
2. ドコモは、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことによりお客さまに損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 14 条(損害賠償の制限)

1. dアニメストア(ブック)の提供に関してドコモがお客さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが

賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当該損害の発生した直近 1か月間に d アニメストア(ブック)においてお客様がドコモに支払った代金等の総額、又は金 500 円のどちらか高い金額を上限とします。

2. ドコモの故意又は重大な過失によりお客様に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第 15 条(通知)

1. ドコモは、本サービスに関するお客様への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) お客様が対象回線契約に関してドコモに届け出ている氏名、住所、請求書の送付先等への郵送による通知(ドコモ回線契約者の場合)
 - (2) お客様が対象回線契約において利用されているメールアドレスへの電子メールによる通知(ドコモ回線契約者の場合)
 - (3) お客様の対象回線契約にかかる契約回線に対するメッセージ R(リクエスト)または SMS による通知(ドコモ回線契約者の場合)
 - (4) お客様のドコモ回線 d アカウント ID 等またはキャリアフリー d アカウント ID 等において ID として利用されているメールアドレスまたは予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (5) プッシュ通知その他ドコモが適当と判断した方法による通知
2. 前項各号に掲げる方法によるお客様への通知は、ドコモが前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. ドコモは、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するお客様に対する通知に替えることができるものとします。この場合、ドコモが当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がお客様に対してなされたものとみなします。

第 16 条(反社会的勢力の排除)

1. お客様は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
 - (2) お客様が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) お客様が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を行い、又は威力を用いて、ドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 17 条(規約の変更)

ドコモは、[本サービスサイト上に掲載する]方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめお客さまに周知することにより、本個別規約を変更することができるものとします。なお、本個別規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本個別規約が適用されます。

- (1) 本個別規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき
- (2) 本個別規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 18 条(権利の譲渡等)

お客さまは、本個別規約に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 19 条(合意管轄)

お客さまとドコモとの間で本個別規約に付随又は関連して紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所又はサービス契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条(準拠法)

本個別規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則(2023年7月6日)

本個別規約は、2023年7月6日から実施します。